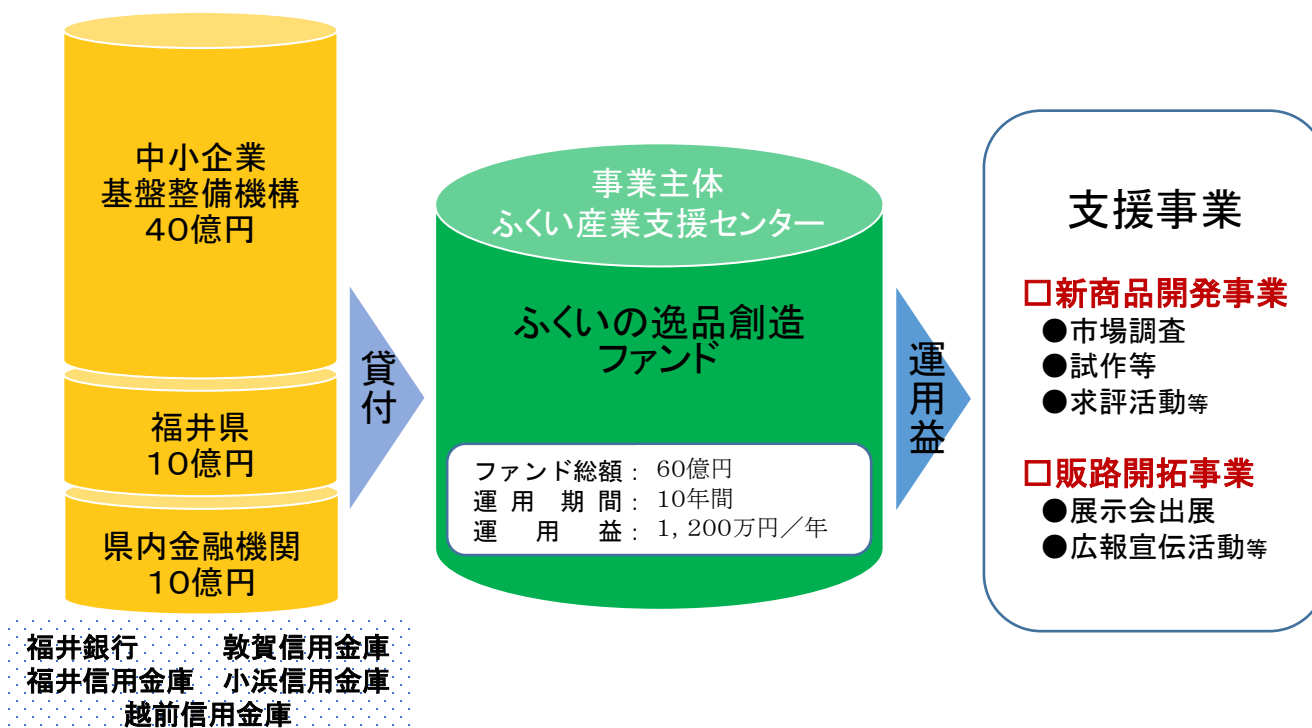


地域中小企業応援ファンド
令和8年度 ふくいの逸品創造ファンド事業

[1] 事業概要

令和8年8月

❖ 国・福井県・県内の金融機関が 協力して創設したファンドです



◆ふくいの逸品創造ファンド事業とは

県内の特色ある産業資源を活用した**新**商品・**新**サービスの**開発**と**販路開拓**を支援します

助成対象事業は**2**つです。

【1】 新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業

【2】 直近3年以内に開発した商品や開始したサービスの
販路開拓事業

❖ 県内の特色ある産業資源とは

交付要領の別表1を
参照ください

◎農林水産物

らっきょう、福井梅、サトイモ、越前水仙、越前がに、若狭ふぐ、小浜
よっばらいサバ、九頭竜まいたけ、杉 など。。。102件

◎鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術

ごまどうふ、水ようかん、ボルガライス、ソースカツ丼、細幅織物製品、
眼鏡、越前和紙、塗箸、若狭パール など。。。84件

◎文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

永平寺、恐竜の化石、東尋坊、たけふ菊人形、越前大野城、越前和紙
の里、千年未来工藝祭、お水送り など。。。158件

上記のほか、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

- ① 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品
- ② 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- ③ 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

地域中小企業応援ファンド
令和8年度 ふくいの逸品創造ファンド事業

[2] 交付要領(抜粋)

❖ 助成対象者

県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する者

- ① 中小企業者および小規模企業者（但し、「みなし大企業」は除く）
- ② 有限責任事業組合
- ③ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人
- ④ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
- ⑤ 森林組合、森林組合連合会、木材協同組合連合会
- ⑥ 特定非営利活動法人

「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。

「ふくい女性活躍推進企業」に登録申請中の場合は、

「ファンド事業審査委員会」の開催までに「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。

※法人のみ。個人事業者は除きます。

❖ 計画申請の制限

(制限1)

当該年度に次の県産業労働部関係補助金等を受けた者もしくは受ける予定の者は除きます。

- ・UIターン創業補助金…県経営改革課
- ・新規創業支援事業補助金 …福井商工会議所
- ・中小企業設備投資補助金…福井県商工会議所連合会および福井県商工会連合会
- ・企業活動分析による収益力強化事業補助金 …福井商工会議所
- ・県内産業価値づくり支援事業補助金 …県産業技術課
- ・産業観光ビジネス支援事業補助金 …県商業・市場開拓課
- ・集客力アップに向けた課題解決応援事業助成金…支援センター
- ・伝統工芸ブーストアップ事業補助金…県商業・市場開拓課

(制限2)

過去、ふくい逸品創造ファンド事業による助成を受けた事業者は、事業終了後2年間は受けられません。

❖ 中小企業者および小規模企業者とは

中小企業基本法第2条に規定する者のことをいいます。

	中小企業者		小規模企業者
業 種	資本金または従業員数		従業員数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業 (宿泊業、飲食サービス業等)	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

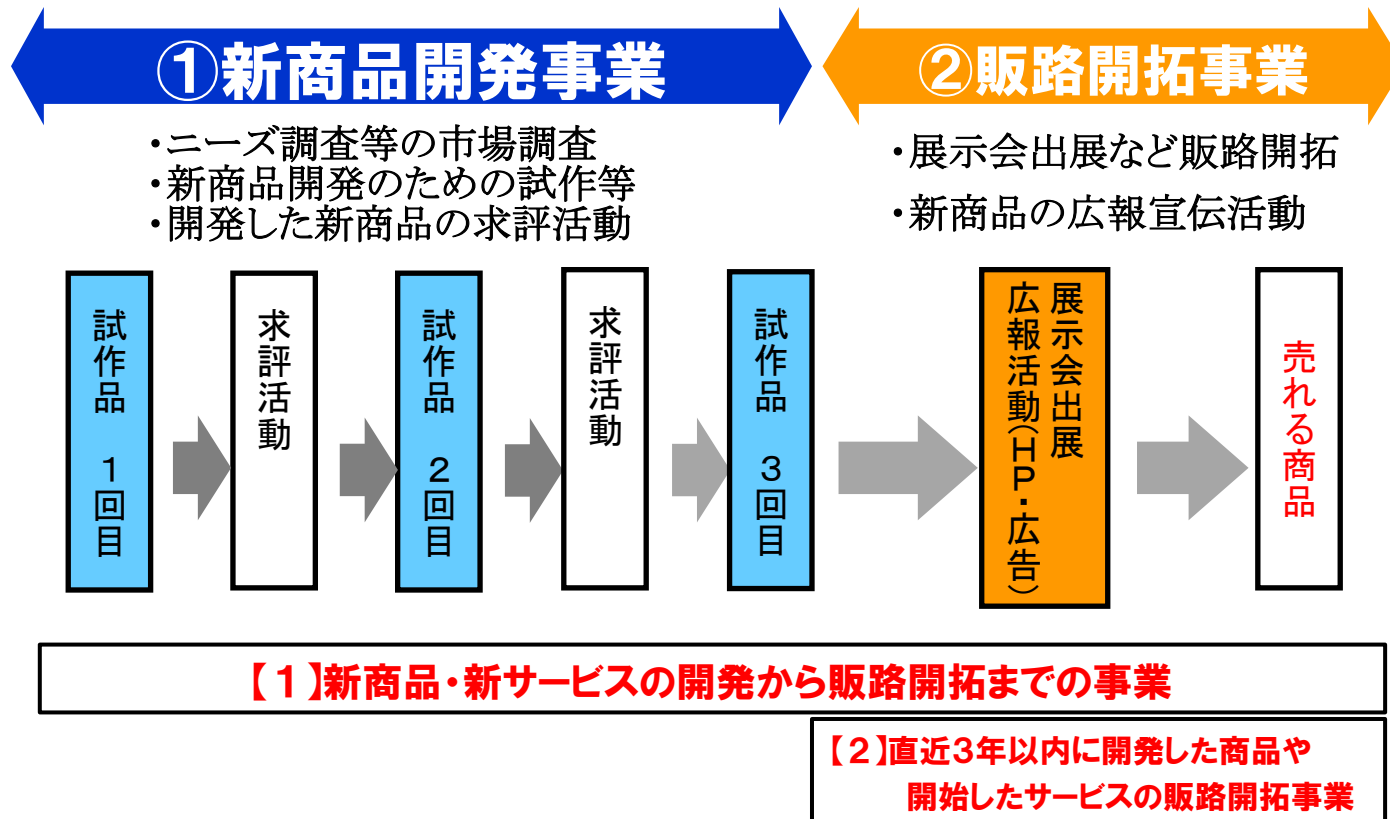
「みなし大企業」とは

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

❖ 令和8年度の助成対象事業

対象事業＜期間＞	中小企業者	小規模企業者
【1】 新商品・新サービスの開発から販 路開拓までの事業 ＜交付決定日より24か月以内＞	1／2 （上限200万円） ※うち販路開拓分 上限100万円	2／3 （上限200万円） ※うち販路開拓分 上限100万円
【2】 直近3年以内に開発した商品や開 始したサービスの販路開拓事業 ＜交付決定日より12か月以内＞	1／2 （上限100万円）	2／3 （上限100万円）

❖ 助成対象となる事業イメージ



❖助成対象経費

事業実施のために必要となる経費

注意

以下の①～③の条件をすべて満たすものが対象

① 事業の遂行に必要なものと明確に区別し特定できる経費

② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費

※交付決定日とは、審査会で採択後に発行される「交付決定通知書」の日付

③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

※証拠書類とは、見積書や発注書(契約書)、納品書、請求書、領収書など

❖助成対象経費

①新商品開発事業

費目	想定される経費の内容
従業員旅費	開発・試作に必要な情報収集、調査、打合せ等に要する従業員の旅費・宿泊費
資材購入費	原材料等、開発・試作に直接必要なもので、当事業での使用分が特定できる物の購入費
外注加工費	開発・試作を行うために必要な外注に要する費用
試作用機械器具等購入費	助成期間中にのみ試作用途で限定使用される機械器具等の購入費
機械改造費	助成期間中にのみ試作用途で限定使用される機械改造にかかる費用
借損料	開発・試作のために必要な機械器具等のレンタル・リースに要する費用
会場借料	求評活動に必要な会場や展示小間の借上げに要する費用
会場整備費	求評活動のために借上げた会場や展示小間の工事・装飾に要する費用
委託費	開発・試作に必要な業務の一部を外部に委託するために要する費用
産業財産等取得費	産業財産権を取得するために要する弁理士費用
印刷製本費	求評用印刷物や連携企業間の打合せ資料等、当事業での使用分が特定できる印刷費

❖助成対象経費

②販路開拓事業-1/2

費目	想定される経費の内容
従業員旅費	販路開拓・広報に必要な情報収集、調査、打合せ等に要する従業員の旅費・宿泊費
販路開拓用 機械器具等購入費	販路開拓を目的とした機械器具等の購入費 ※ 取得価格が税抜き50万円以上のものを除く
会場借料	販路開拓・広報活動に必要な会場や展示小間の借上げに要する費用
会場整備費	販路開拓・広報活動のために借上げた会場や展示小間の工事・装飾に要する費用
サンプル作成費	販路開拓・広報活動に必要なサンプル品の作成に要する費用
借損料	販路開拓・広報活動のために必要な機械器具等のレンタル・リースに要する費用

❖助成対象経費

②販路開拓事業-2/2

費目	想定される経費の内容
委託費	販路開拓・広報活動に必要な業務の一部を外部に委託するために要する費用
広告宣伝費	販路開拓・広報を目的とした新聞・雑誌等の広告宣伝費
ホームページ作成費	販路開拓・広報を目的としたホームページの制作費
印刷製本費	販路開拓・広報用の印刷物等、当事業での使用分が特定できる印刷費

❖助成対象経費 旅費について-1/2

運賃	交通費の 実費 とします。国内旅費は、グリーン料金・のぞみ料金は対象外
宿泊費	実費 とし、以下の表に基づく金額(税込)を上限とします。

国内	地域	東京	京都	千葉、兵庫、福岡
	1泊	21,000円	20,000円	17,000円

その他地域により宿泊費の上限額は異なります。(交付要領参照)
 海外宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程別表 第2に掲げる額を上限に実費を支給します。

※ 海外旅費については、海外展示会出展事業のみ対象。ただし、2名を限度とします。

また、日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代、駐車場代、県内旅費は対象外です。

❖ 助成対象経費 旅費について-2/2

《国内旅費》についての補足説明

① JR指定席運賃がベースとなります。

- ・飛行機の使用も可能です。
最も経済的な通常の経路であり、JR指定席を利用した場合の運賃と料金比較を行います。
- ・社内で旅費規程を設けている場合も、JR指定席運賃をベースとします。

② 自動車は、高速代のみ対象となります。

- ・県内間での移動は対象外 ※ 敦賀IC～福井北IC・・・×
- ※ 敦賀IC～小松IC ……○
- ・ガソリン代、レンタカー代、駐車場代は対象外

❖ 助成対象にならない経費 交付要領の別表3を参照

- ◎ グループの各企業の間取引にかかる費用
- ◎ 保証金、敷金、保険料、公租公課(消費税等)
- ◎ 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
 ※ホテル宿泊代の中の朝食代なども対象外
- ◎ 既存事業との区分が不可能な共通経費や諸経費、一般管理費、保守管理費など、詳細が確認できない経費
 ただし、上記の経費で内訳(金額含む)があり事業遂行上必要と認められるものについては、助成対象となる場合もある。
- ◎ 産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ◎ 直接売上や利益につながる費用
 ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。
- ◎ 商品製造または農林水産物の生産にかかる備品購入費
 (機械装置、検査器具等の購入費)
- ◎ その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費 (風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容等)

❖ 助成事業の採択基準

1. 事業内容の熟度が高いこと(実施が確実である等)
2. 将来的に地域産業の活性化が期待できる事業であること
3. 事業計画および実施方法が、本助成金交付要領に規定する事業を遂行するために適切であり、かつ十分な成果を期待できるものであること
4. 事業の予想する成果が、特定企業の利益のみ寄与するものと想定される事業でないこと

上記の基準に照らし、**審査委員会**で事業計画書の内容を審査します。

<下記に該当する事業者については、審査において加点します>

- ・事業継続計画(BCP)を策定している事業者
- ・経営革新計画の承認を受けている事業者
- ・パートナーシップ構築宣言を公表している事業者
- ・社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、今後の取組項目欄において「(6)賃金引上げ」を選択している事業者
- ・「福井県カーボンニュートラル推進企業表彰」を受賞している者
- ・北陸新幹線利用者や関連製品等に向けた取組

❖申請書(事業計画書)の作成から申請までの流れ

1. 金融機関（福井銀行、福井信用金庫、
敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫）
および商工会議所・商工会にご相談ください。

※事業計画のブラッシュアップ、**意見書**を書いてもらってください。

意見書には、◎新規性・革新性、◎顧客市場ニーズ、◎実現可能性・
組織体制、◎地域経済への波及性に対するコメント欄があります。

2. 必要書類を揃えてください。
（助成金交付に関する事業計画書、決算書など）

※申請様式は、産業支援センターホームページからダウンロードください。

3. 産業支援センターにご提出ください。
（8月10日（月）～9月30日（水）17時必着）

※郵送、持参は問いませんが、締切日は混み合います。

締切までに必要書類が揃っていない申請は、原則として受付できません。

❖ 交付決定までのスケジュール(予定)

募集期間(申請受付)	8月10日(月)から 9月30日(水) 17時必着
審査会	10月下旬～11月上旬(予定)
交付決定(事業開始)	12月上旬(予定)

【提出先】

〒910-0296

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

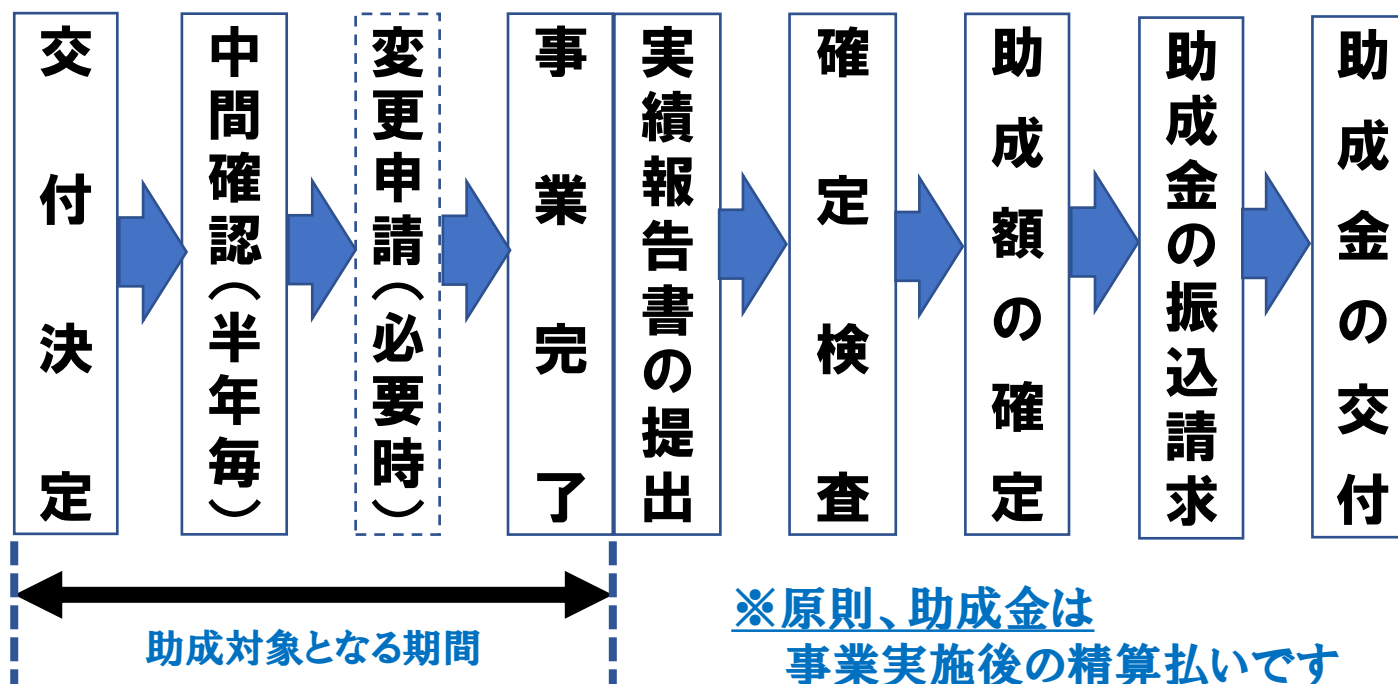
福井県産業情報センタービル4階

(公財)ふくい産業支援センター

経営支援部 あて

Jグランツによる電子申請も可能です

❖ 交付決定から助成金交付までの流れ



※交付決定前に発注したもの、事業完了（助成期間終了）後に支払ったものは助成の対象経費にはなりません。

お気軽にお問い合わせください

**(公財)ふくい産業支援センター
経営支援部**

電話:0776-67-7406

